			物		件		明	細		
ı		所在地	豊中市桜の町六丁目211番外13筆の一部【南東】 (主要地方道大阪中央環状線桜の町高架橋下)	交通 機関	大阪モノレール 少路駅 西南西 約500m		最 低 占用料	2,576,000円/年	占用期間	5年
ı		(路線名)					(年額)			
ſ	土地の概要	2				特記事項				
١	面積	占用許可対象	象面積 1,840 ㎡	1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定 は、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設け						

## 接面道路

の状況

	都市	市街化区域内					
		用途地域	第二種住居地域				
法令	計画法	地域地区	準防火地域				
アに		建ぺい率	60%	容積率	300%		
基		•道路法(主要地方道 大阪中央環状線 区域内)					

南側: 府道・幅員約 7.2m・舗装 有・高低差 無・西行一方通行

- •道路法(主要地方道 大阪中央環状線 区域内)
- ·都市計画法(都市計画道路 大阪中央環状線 区域)
- その他 •消防法 の

づ

制

文化財保護法(桜井谷窯跡群) 法令等

#### 火気厳禁 その他条件

	区分	配管等の状況		   照会先及び電話番号	
<b>/</b> #±	<b>△</b> 刀	対象地周辺	対象地内	照云元及び电品留写	
供給	公営	本管	引込管	豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター	
処	水道	有	無	給排水サービス課 06-6858-2961	
理施	 電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター	
池設	电风	有	無	0800-777-3081	
の	都市	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社	
状	ガス	無	無	06-6202-2141	
況	公共 下水道	本管	引込管	豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター	
		有	無	給排水サービス課 06-6858-2961	

- 2 占用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。
- 3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府池田土木事務所及び大阪府豊中警察署と協 議し、事前承認を得てください。

アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府池田土木事 務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所 に保護柵等を設置してください。

なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。

(問い合わせ先)

大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 大阪府豊中警察署 交通課 電話 06-6849-1234(代)

- 4 対象地の分電盤の移設又は撤去はできません。対象地内の分電盤には防護施設を設置して ください。なお、防護施設にかかる費用は全て占用者の負担となります。
- 5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処 理については、豊中市と協議してください。

(問い合わせ先)

豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 06-6858-2961

6 電気の引込みについては、大阪府池田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議して ください。災害が発生した場合において緊急輸送道路となる当該道路は、道路を跨いだ架線で の供給はできません。新たに引込線を敷設する場合は、地中化してください。

また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。 (問い合わせ先)

大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081

(裏面へつづく)

### 特記事項

7 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「桜井谷窯跡群」に 指定されており、対象地において掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93 条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。 (お問い合わせ先)

豐中市 教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護係 電話 06-6858-2581

- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、全て占用者の負担となります。
- 9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府池田土木事務所と協議してください。

(問い合わせ先)

大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代)

- 10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水 の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。
- 13 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占用に 起因する場合、占用者に復旧を求めることがあります。

14 対象地内において過去に油脂と思われる液体が、橋脚から落下した事により駐車車輌に汚濁被害が出たことがあります。その後、何度か調査を行いましたが、現在においても原因不明です。

この点についても、予めご承知置きください。

15 対象地の南東端部には池田土木事務所が設置したマンホールが1箇所設けられています。これら施設の関係者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール上には物件を置かないようにしてください。さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に要する費用は全て占用者の負担となります。

また、掘削等をされる場合には、池田土木事務所と協議願います。

(問い合わせ先)

大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代)

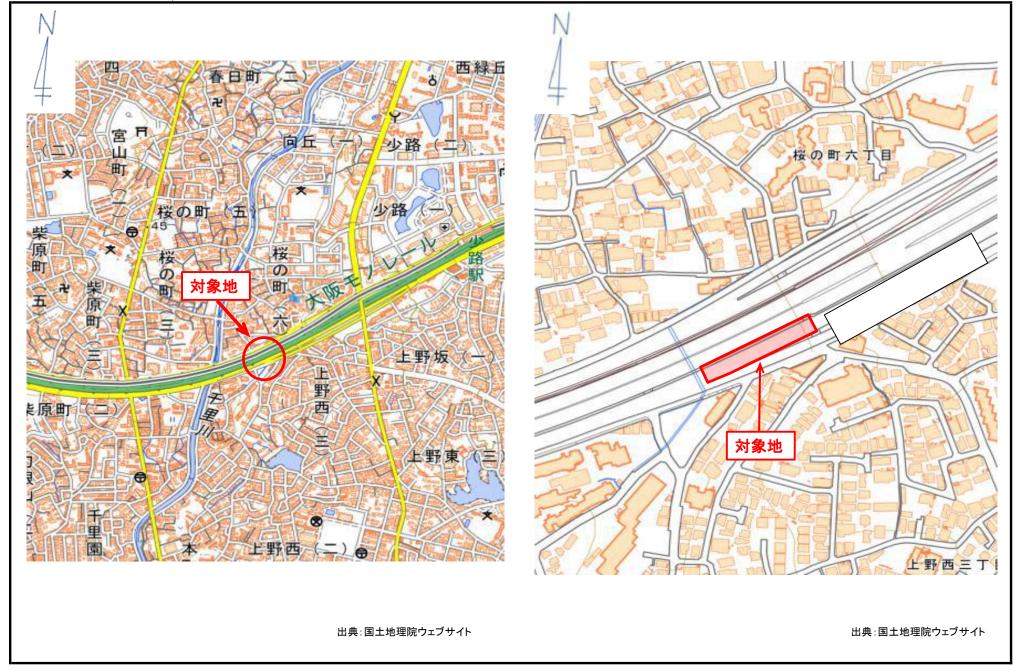
6 対象地にはマンホール等の占用物件が4箇所設けられており、地下には対象地の東側に南 北に横断する管径1650mmの豊中市の分流雨水管、対象地の北側に東西に縦断する管径1000 mm~1800mmの豊中市の分流雨水管、対象地の中央部に南北に横断する管径700mmの豊中市 の分流雨水管が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合 には下記問い合わせ先にお問い合わせください。

また、これら施設の関係者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール上には物件を置かないようにしてください。さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に要する費用は全て占用者の負担となります。

(問い合わせ先)

豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 06-6858-2961

# (1)位置図 (物件番号:第4号)



#### (2) 平面図·丈量図 (物件番号:第4号)

